

令和2年9月23日

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人 日本産業保健師会  
会長 岡田 睦美



## 産業保健師に関する予算要望書

社会や経済の変化に伴い国民の約半数を占める労働者の雇用形態や労働環境は、コロナ禍において、大きく変化しています。平成30年の「働き方改革関連法案」で提案されたテレワークが大きく進み、きめ細やかな個別の健康支援やICTを使った新たな健康支援が求められています。一方、世界で一番の高齢化率が進む我が国において、労働者の高齢化・治療を受けながら就労する等の新たな健康課題も起こり、産業保健としても柔軟で多岐にわたる対応が求められつつあります。

現状の産業医の労働状況では、複雑多様化した労働者の健康支援を産業医のみで十分に実施することは困難であり、保健師等の産業保健スタッフとの連携・協力なしには法遵守が図れないことが予測されます。現に産業保健領域の保健師の業務内容は、労働者の就労上の判断・措置を除く、労働安全衛生法第13条における産業医業務と同様の業務を担っているとみられる調査結果があります。しかし、保健師の選任については法令上言及されていないため採用は事業主判断に任されており、雇用条件は不安定で十分な研修等も受けられない現状があります。

以上の理由によりまして、2021年度予算案等の編成の検討に当たり、以下の事項について要望いたします。

### 要望事項

1. 産業保健分野で働く保健師の法的位置づけを検討する委員会の開催
2. 産業保健師の研修体制の整備と予算措置